

保安林の指定解除事務等
マニュアル
(地熱編)
(令和5年10月改訂版)

令和3年9月
林野庁治山課

【マニュアル作成の目的】

地熱資源については全国でも一部の火山地域に偏在しており、それを活用した地熱発電施設の稼働についても全国でまだ少ない状況ですが、豊富な資源の活用を目指した調査や施設整備の計画が進展しています。

また、保安林の解除を伴う地熱発電施設の整備については近年でも限られた件数であり、保安林内作業許可が必要なボーリング等を伴う資源調査についても一部地域に限られており、保安林の解除等の申請書を作成する事業者やコンサルタント会社、申請内容を審査する行政庁のノウハウの蓄積も途上にあります。

今回作成するマニュアルは、申請を行う事業者、コンサルタント会社と審査を行う行政庁が、保安林の解除の可否等について共通した基礎的知見を持つことにより、事業の予見性と計画性を高めつつ、事業者等の確実な申請書類の作成と、行政庁の円滑な審査に資することを目的としています。

【マニュアルの範囲】

地熱発電に係る施設整備については保安林の解除、資源調査については保安林内作業許可により主に実施されており、解除や作業許可の要件等については森林法（政令及び施行規則を含む。）や各種通知に定めています。本マニュアルでは、これらの運用の考え方を整理するとともに、過去の判例から整理される内容も織り交ぜながら記述しています。

また、保安林の解除については、保安林の種類等に応じて農林水産大臣の権限と都道府県知事の権限に区分されていますが、本マニュアルでは農林水産大臣の権限に属するものを主な対象としています。

なお、本マニュアルは主な事項をまとめて整理したものであり、実際の申請書類の作成や審査に当たっては、該当する法令や通知本体の内容を適宜参照してください。詳しくは、農林水産省ホームページ内の法令通知検索サイトや、林野庁ホームページ内の「保安林ポータル（URL: https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_portal.html）」、市販されている法令通知集などから確認してください。

< マニュアル中に出てくる法令及び主な通知の略称 >

- 法** : 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 令** : 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）
- 規則** : 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）
- 様式告示** : 森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件
（昭和 37 年農林省告示第 851 号）
- 処理基準** : 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に
ついて
（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官依命通知）
- 基本通知** : 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて
（昭和 45 年 6 月 2 日付 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）
- 手続通知** : 保安林の指定の解除に係る事務手続について
（令和 3 年 6 月 30 日付 3 林野治第 478 号林野庁長官通知）

< 目 次 >

I	保安林の指定及び解除の仕組み	・ ・ ・ 1
1	保安林の指定及び解除	
2	保安林の指定又は解除の申請	
3	意見の聴取及び解除の予定・確定告示	
II	解除申請手続の流れ	・ ・ ・ 5
1	事前相談	
2	申請	
3	都道府県と森林管理局等の連絡調整	
III	解除申請書類の作成	・ ・ ・ 13
IV	保安林の解除要件	・ ・ ・ 25
1	解除の法律上の位置付け	
2	転用解除の要件等の概要	
3	その他	
V	保安林内作業許可	・ ・ ・ 45
1	作業許可の考え方	
2	作業許可の基準等	
3	解除予定保安林における作業許可	
VI	他法令との並行審査等	・ ・ ・ 53
1	基本的考え方	
2	関係する法令の例	
VII	他法令を活用した地域での合意形成の枠組み	・ ・ ・ 57
1	基本的考え方	
2	関係する法令の例	

I 保安林の指定及び解除の仕組み

1 保安林の指定及び解除

- 保安林制度は、森林の有する多様な公益的機能を保全するため、水源の^{かん}涵養等の法第 25 条第 1 項各号に規定する公共の目的の達成に向けて必要な森林（土地）を保安林として指定し、伐採等の森林施業や土地の形質変更等を規制等するものです（法第 25 条等）。
- 保安林の解除は、保安林として指定された森林を水源^{かん}涵養等の公共の目的のために利用することをやめ、他の目的に供することを可能とするものです（法第 26 条等）。
- 保安林の指定及び解除の権限は、保安林の種類や立地箇所、民有林・国有林の別に農林水産大臣の権限と都道府県知事の権限（法定受託事務と自治事務）に区分されています。また、都道府県知事の権限に属するものであっても、治山事業の施行地であるものなどは農林水産大臣への協議及びその同意を得ることが必要となります。

（権限の区分）

	民有林	国有林
農林水産大臣権限	・重要流域の 1～3 号	全て
都道府県知事権限	・重要流域以外の 1～3 号 ・ 4～11 号	

1号：水源の^{かん}養、2号：土砂の流出の防備、3号：土砂の崩壊の防備、4号：飛砂の防備、
5号：風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、6号：なだれ又は落石の危険の防止、7号：火災の防備
8号：魚つき、9号：航行の目標の保存、10号：公衆の保健、11号：名所又は旧跡の風致の保存
重要流域：2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものとなっており、河川法に基づく1級水系等が該当。

2 保安林の指定又は解除の申請

保安林の指定又は解除については、利害関係を有する地方公共団体の長又は直接の利害関係者（「IV-2（2）⑤ 利害関係者の意見」を参照）が申請することが可能です。

● 法

（指定又は解除の申請）

第27条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

（留意事項）

- A) 直接の利害関係者が申請できるとしている理由については、これらの者が当該保安林の指定目的に対して直接（個別具体）の利害を有する関係があると認められるためです。
- B) 保安林の指定及び解除は、対象となる森林を個別の公共目的のために利用することの是非について公益性の観点から比較衡量するものであり、申請はその契機となるものであって、特定の名宛人への処分（権利・権能の付与）を目的とするものではありません。
- C) 事業者が開発予定地の土地所有権等の権原を有している場合は直接の利害関係者となることから、自ら解除申請をすることが可能ですが、それ以外の場合は事業者自らが解除申請をすることはできません。
- D) 林野庁所管の国有林の場合、保安林の指定が解除される前に、貸付け等により事業者が土地を使用する権利を得ることができないため、事業者が直接の利害関係者として解除を申請することができません。そのため、事業者が森林管理局長に申請書類に準じた必要な書類を提出し、森林管理局長が林野庁に上申することとなります。

3 意見の聴取及び解除の予定・確定告示

保安林の解除の手続では、事業者からの申請について解除相当と判断された場合、都道府県において解除に係る予定告示を行うこととされています。当該申請に係る保安林の指定区域（転用する区域）に係る直接の利害関係者は、告示された内容（解除すること）について異議がある場合、告示の日から 30 日以内に意見書を提出することができます。意見書が提出された場合、林野庁は公開による意見聴取を行い、その意見を踏まえ解除の是非について判断することとなります。

意見書の提出がなかった場合には、予定告示の日から 40 日経過後に、事業者は都道府県知事の作業許可を受けた上で、解除予定保安林における代替施設の設置等（「IV-2（2）⑥ その他の満たすべき基準」を参照）のために必要な土地の形質変更等を行うことが可能となります。代替施設の設置の完了又は確実に完了することを確認した段階で、解除の確定告示を行うことにより、保安林の解除の効力が生じることとなります。

● 法

（意見書の提出）

第 32 条 第 27 条第 1 項に規定する者は、第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、第 30 条の告示にあっては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第 30 条の 2 第 1 項の告示にあっては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から 30 日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

2 前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林水産大臣は第 30 条の告示に係る意見書について、都道府県知事は第 30 条の 2 第 1 項の告示に係る意見書について、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、同項の告示に係る意見書の写しを農林水産大臣に送付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の 1 週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示の日から 40 日を経過した後（第 1 項の意見書の提出があつたときは、これにつ

いて第2項の意見の聴取をした後)でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。

(指定又は解除の通知)

第 33 条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあってはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件(立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。)、解除をするときにあってはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 保安林の指定又は解除は、前項の告示によってその効力を生ずる。

Ⅱ 解除申請手続の流れ

保安林の解除の申請については、事業箇所（転用を希望する区域）や事業計画が確定した段階で、事業者の責任で行うことが可能です。この際、書類に不備があり補正することができない場合は却下され、また解除要件に不備があった場合は解除不可となることから、事業者は申請に先立ち、都道府県又は森林管理局、森林管理署若しくはその支署又は森林管理事務所（以下「森林管理局等」といいます。）と任意で事前の相談（事前相談）を行うことができます。

この事前相談については、昭和60年に制度化されて以降、時間が経過するにつれ事前審査と化して、環境影響評価や国有林野の貸付け等の手続とも相まって、手続全体が長期化する要因になっているとの指摘があったところです。

このため、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨を踏まえ^(注)、事前相談の方法や申請書類の確認及び審査の手続の流れを再整理し、事務手続の運用の明確化を図ることとしました。具体的には法令や手続通知等に定めていますが、概略は次のとおりです。

注：保安林の解除は一般処分（地域指定をするような手続を指す）であり、行政手続法は適用されませんが、法の趣旨に則り、申請者の権利利益を保護するよう、審査手続を進めることが重要。

1 事前相談

転用のため保安林の解除を申請しようとする場合、法令や通知を踏まえ解除申請の書類を作成することとなりますが、申請に先立ち、書類の記載内容や事務の進め方等について、書類の提出先となる都道府県又は森林管理局等と事前相談を行うことが可能です。

なお、事前相談は、事業者の任意で行われるものであって、その有無によって事業者に不利益となるものであってはなりません。

● 手続通知

1 事前相談

(1) 事前相談の手続の流れや対象項目等

ア 事前相談においては、転用の目的、開発行為の態様及び規模、事業の実施時期その他の事案の内容とともに、解除の要件等に係る具体的

な相談項目について十分聴取の上、保安林解除申請の手の流れ、申請書類の作成要領その他留意すべき事項を説明するものとする。

なお、説明に当たっては、事業者に対して関連する法令等を示した上で行うものとする。

イ 事前相談は、別紙様式1を参考として書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）により行うものとする。ただし、事業者からの情報提供にとどまるものについては、この限りでない。

ウ 回答は、書面により行うものとする。ただし、口頭や資料提示等により直ちに回答できるものについては、この限りでない。

エ 事業者から、申請書類の全部又は一部につき確認を求められた場合には、申請書類の不備等の形式上明らかなものについて補正項目を助言するものとする。

（2）事前相談の回答に要する期間

回答は、事前相談があった日から起算して14日以内に行うよう努めるものとする。ただし、（1）のエの場合にあつては、申請書類の形式の確認に時間を要することを考慮し、30日以内に行うよう努めるものとする。これらの期間内において回答が困難な場合にあつては、事業者に対してその理由及び回答の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

なお、回答に対する事業者からの応答は、任意とする。

（3）事前相談内容の記録及び進行管理

事前相談で聴取した内容及び対応状況については、その内容が事業者からの情報提供にとどまるものを除き、別紙様式2を参考として記録するとともに、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。

（留意事項）

A）（1）事前相談の手の流れや対象項目等

事前相談では、解除要件等について打合せを行うこととなりますが、具体的には、事業者から相談項目と具体的な相談内容を示していただき、行政庁からその内容に応じて該当する法令や通知のほか、本マニュアルの内容を紹介しつつ説明する形となります。

B）（2）事前相談の回答に要する期間

事前相談の都度、内容に応じて口頭又は14日以内を目途に書面による回

答を行いますが、事前審査とならないよう、回答に対する事業者からの応答は任意とするほか、申請書類案の細部まで事前相談を行うことを義務付けないこととします。なお、事前相談の段階で事業者から解除の適否の確認の依頼があった場合には、個々の解除要件に合致するか否かについて、可能な範囲で答えることとします。

ただし、事業者から申請前に作成した申請書類案の形式の確認を依頼された場合に限り、30日以内にその補正項目を助言することとしています。

G) (3) 事前相談内容の記録及び進行管理

事前相談で聴取した内容及び対応状況については、整理票に記録することとしています。その際、相談者に提供した通知等の説明資料についても記録することとします。

2 申請

申請書類の形式の確認については、これまで審査過程での位置付けが明確ではなく事前相談又は審査の中で適宜実施されていたことから、行政手続法第7条の規定の趣旨を踏まえ、申請の受付後に行うこととし、その後に、内容の審査を行うという事務の流れとしています。

なお、申請書類の作成に不安がある場合を考慮して、希望に応じて事前相談において申請書類案の不備等の形式上明らかなものについて助言することも可能です。

● 手続通知

2 申請

(1) 申請書類の形式の確認

法第27条第1項の規定に基づき申請書類の提出があった場合には、別表に基づき、申請書類に所定の添付書類が具備されていること及び申請書の記載事項に不備がないことを確認するものとし、申請の形式上の要件に適合しないときは、遅滞なく、申請をした者（以下「申請者」という。）に対してその補正を指示し、補正することができないものであるときは、当該申請を却下するものとする。

なお、申請を却下する場合にあっては、申請者に対する当該申請を却下する旨の通知は、理由を付した書面により行うものとする。

(2) 申請書類の内容の審査等

ア 申請書類の形式の確認後は、遅滞なく当該申請書類の内容の審査等

を開始するものとし、審査等の結果、事業計画が具体的で申請書類の内容に不備がないことを確認できたものについては、現地調査等所要の保安林解除調査を速やかに実施するものとする。

イ 申請書類の内容に不備がある場合において、当該不備が補正することができるものであるときは、遅滞なく、申請者に対してその補正を指示するものとし、補正することができないものであるときは、次により対処するものとする。

(ア) 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除に当たっては、都道府県知事は、法第27条第3項の規定に基づき、当該申請書類にその旨を記載した意見書を付して、農林水産大臣に進達するものとする。

(イ) 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除に当たっては、都道府県知事は、当該保安林の指定の解除をしない旨の処分をするものとする。

ウ 保安林解除申請に係る事業の実施につき法令等に基づく行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を併せて必要とする保安林の指定の解除については、当該許認可に係る行政庁と緊密な連絡を取りつつ、極力それらと並行的に審査を行うよう努めるものとする。

なお、当該事業の実施につき許認可を必要とするものであって、いまだ当該行政庁に対する許認可の申請がされていないものについては、速やかに当該申請手続を行うよう助言するとともに、当該申請を行った場合には、その許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を報告するよう申請者に指示するものとする。

(3) 申請の進行管理及び進行状況の開示

ア 申請に対する補正の指示の内容及び対応状況については、別紙様式3を参考として記録するとともに、相当期間対応が遅延している申請者に対しては、適宜補正の指示に対する対応状況を確認すること等により、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。

イ 申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

(4) 理由の提示

ア 審査の結果、解除をしない旨の処分をするときは、申請者に対し、同時にその理由を示すものとする。ただし、当該理由を示さないで処

分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

イ アのただし書の場合にあっては、申請者の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、アの理由を示すものとする。

ウ ア及びイの理由は、書面により示すものとする。

(留意事項)

A) (1) 申請書類の形式の確認

都道府県や森林管理局等が申請を受け付けた後に、申請書のほか所定の書類が添付されていること等を確認します。申請の形式上の要件に適合しない場合には補正を指示するとともに、補正することができないものであるときは、申請を却下することがあり、却下する場合にはその理由を示すこととなります。

却下のおそれがある事例としては、書類の添付漏れや不記載が複数ある場合が挙げられます。また、最近の申請書類の中には、補正作業を前提にしていると思われるような誤字脱字や単純な計算ミス、印刷設定のミスにより資料が判読できない等の誤りが多く含まれているものもあり、補正作業を長期化させる一因となります。このような誤りが多数に及び、他業務も含めて事務処理上、補正を求めることが困難な場合には申請を却下することもあり得ます。

なお、この形式の確認は法第 27 条第 3 項^(注)のただし書に基づくものではないため、申請が却下された場合でも、内容を改めて申請することは可能です。

注：法第 27 条第 3 項では、申請者が利害関係を有する地方公共団体の長又は直接の利害関係者である（法第 27 条第 1 項）という条件を具備していない場合や、解除しない旨の処分をした案件について同様の内容で申請がされた場合（法第 28 条）には、都道府県は林野庁に進達せずに却下できることとなっています。

B) (2) 申請書類の内容の審査

(1) の形式の確認後に、申請内容の具体的な審査を行います。解除要件を満たしているかについて根拠が不明確である場合等は、補正を求めることとなります。

補正が行われた申請書類は、解除の適否に係る都道府県又は森林管理局等の意見書が付された上、林野庁に進達・上申されます。林野庁では、全国的な解除案件の審査ノウハウをもとに、法や通知の規定との適合性

から、解除相当又は解除不可のいずれに該当するか判断することとなります。

解除相当と判断された場合は、林野庁から都道府県に予定通知を發出し、都道府県が予定告示を行うこととなります。

解除不可と判断された場合は、申請者に対して、理由を付して通知することとなります。なお、法第 28 条の規定により、申請者は一度解除不可とされた案件については、再び同じ理由で申請することができなくなります。

C) (3) 申請の進行管理及び進行状況の開示

申請に対する補正の指示の内容及び対応状況については、整理票に記録することとしています。その際、相談者に提供した通知等の説明資料についても記録することとします。

D) (4) 理由の提示

理由の提示については、行政手続法第 14 条の規定を踏まえ定めています。原則として処分と同時に理由を示すべきですが、示すことができない場合には、処分後相当の期間内に示すものとします。これは、理由を正確に把握し提示できる段階になれば速やかに示すという趣旨ですが、処分の原因となる事実の複雑さ、処分後に要する行政上の対応の程度に応じて異なります。

3 都道府県と森林管理局等の連絡体制

申請者は、事前相談や申請の段階で、民有林に係る解除については都道府県の保安林・林地開発担当、国有林に係る解除については森林管理局署の保安林担当に連絡することとなります。ただし、申請に係る事業内容が民有保安林と国有保安林にまたがるものや、事業範囲が保安林以外の民有林に及び、その開発面積が 1 ヘクタールを超え林地開発許可を要するものなど、森林の転用に係る 1 つの事業について保安林解除や作業許可、林地開発許可といった複数の手続が必要となる場合もあります。そのような案件に係る相談については、都道府県と森林管理局等において連絡調整を図ることとしています。

● 手続通知

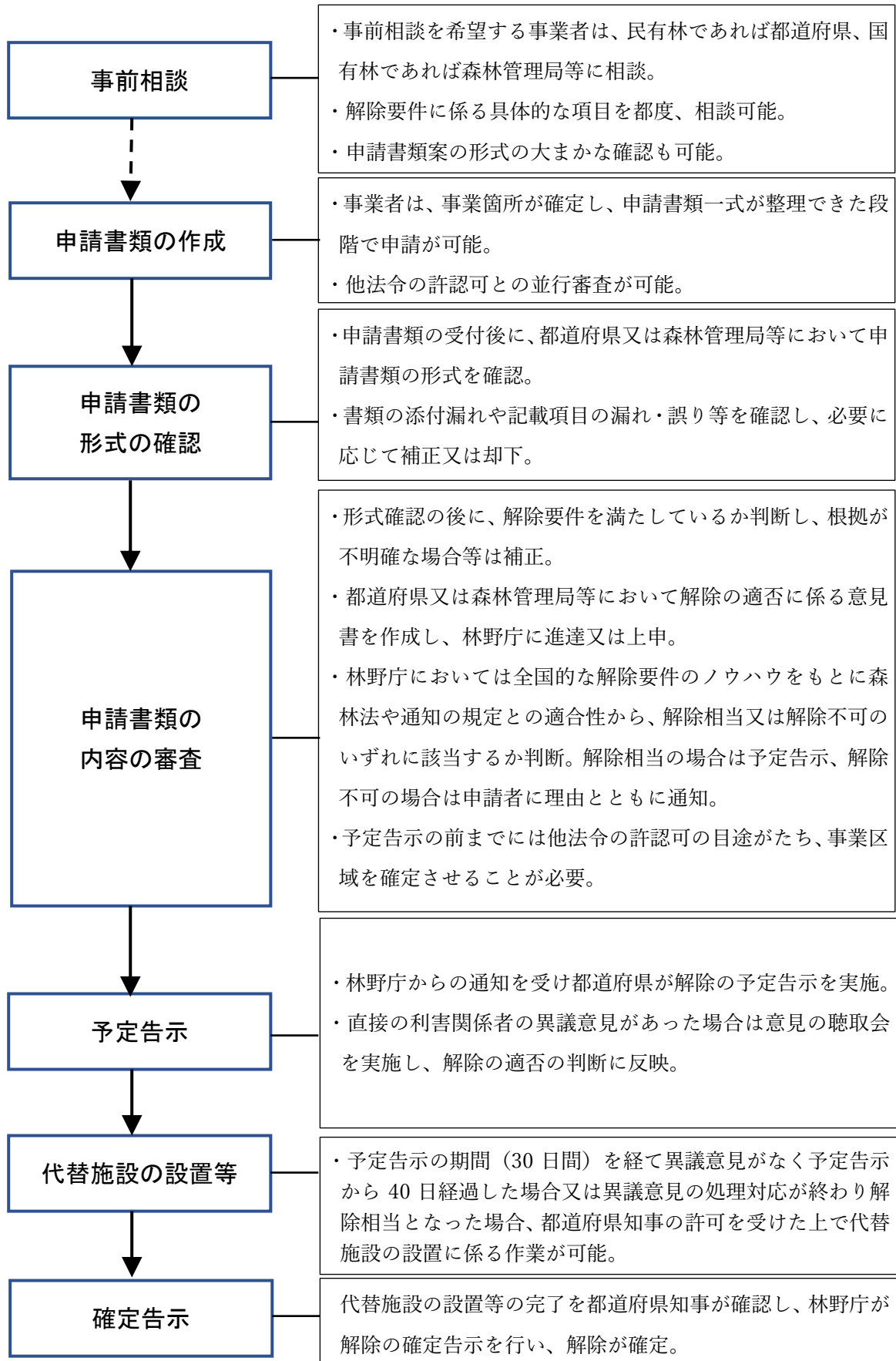
7 都道府県と森林管理局及び森林管理署との連絡体制の強化

事業者又は申請者（以下「事業者等」という。）から都道府県に対し、転用しようとする区域が民有保安林と国有保安林にまたがる事案に係る事

前相談又は保安林解除申請（以下「事前相談等」という。）があった場合には、都道府県の担当者は、森林管理局等の相談窓口や申請窓口（以下「相談窓口等」という。）を事業者等に教示するとともに、森林管理局等に対して事前相談等があった旨を連絡するものとする。また、事業者等から森林管理局等に対し同様の事案に係る事前相談があった場合には、森林管理局等の担当者は、都道府県の相談窓口等を事業者等に教示するとともに、都道府県に対して事前相談があった旨を連絡するものとする。

また、事案の処理に当たっては、都道府県と森林管理局等の処理状況や結果に齟齬をきたすことがないように、双方の間で密に連絡を取り合うものとする。

＜ 解除申請の事務の大まかなフロー図 ＞



Ⅲ 解除申請書類の作成

保安林の解除の申請に必要な書類は、規則や告示において、申請書と保安林解除図の様式を定めるとともに、転用を目的とする解除については、規則や通知において、転用に係る事業目的や解除要件を満たしているか確認するため、事業計画書や代替施設計画書、他法令の許認可の状況を示した資料等を添付するよう定めています。

申請書類については、規則や様々な通知に記載されており、申請事務を複雑にしていたことから、解除手続の流れと同様に事務手続の運用の明確化を図るため、転用に伴う解除申請における提出資料を手続通知の中で改めて整理しています。

● 規則

(保安林の指定等の申請)

第 48 条 法第 27 条第 1 項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第 33 条の 2 第 2 項(法第 44 条において準用する場合を含む。)の規定による指定施業要件の変更の申請は、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

一 森林の位置図及び区域図

二 当該申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは当該申請者が当該申請に係る指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者であることを証する書類

2 前項の書類のほか、当該申請者が保安林を森林以外の用途に供すること(以下この項において「転用」という。)を目的としてその解除を申請する者であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書

二 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書

三 前 2 号の事業又は施設の設置に関し、行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)

四 転用の目的に係る事業を行い、又は施設を設置する者(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含

む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五 第1号及び第2号の事業又は施設の設置に必要な資力及び信用があることを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

● 手続通知

4 添付書類の簡素化等

申請書に添付する事業計画等の添付書類等については、別表によるほか、次に定めるところによるものとし、その簡素化を図るものとする。

(1) 令第2条の3に定める規模以下の事業のうち、「公益上の理由」(法第26条の2第2項)によるものであって、土地の形質を変更する行為の態様等が軽微であると認められるものに係る保安林解除申請については、次によることを認めるものとする。

ア 縦横断面図は、それぞれの標準的な切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図(法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。)とする。

イ 現況写真は、全景の写真のみとする。

(2) 国等(国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)が事業者となる事業であって、「公益上の理由」によるものに係る保安林解除申請については、当該事業等に係る利害関係者の意見の添付を要しないものとする。

(3) 国等又は成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が事業者となる事業に係る保安林解除申請又は規則第5条に定める事業に係る保安林解除申請については、資金の調達方法を証する書類の添付を要しないものとする。

(4) 全体計画に基づき期別実施計画に従って保安林解除申請を継続して行おうとする場合であって、初回の申請の際、全体計画及び当該申請に係る実施計画の内容について審査を了し、都道府県森林審議会の意見を聴い

たものについては、第2回目以降の申請に係る用地事情等の解除の要件の審査及び審議会への諮問は省略することができるものとする。ただし、当該実施計画の内容が全体計画と異なることとなる場合は、この限りでない。

(5) 市町村が事業者となる事業に係る保安林解除申請については、当該市町村の長の同意書の添付を要しないものとする。

(6) 専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係る保安林解除申請については、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

（留意事項）

- A) 解除申請書類の構成は大別すると次のとおりです。
- 申請書
 - 申請者が直接利害関係者であることを証する書類
 - 転用を伴う事業の計画書
 - 代替施設の設計図書等
 - 他法令の許認可の状況
 - 資力及び信用があることを証する書類
 - 用地事情等その他の解除要件に係る説明資料
- B) 申請書類の一覧は次表のとおりですが、これに加えて、係争案件等については案件に応じて説明資料をお願いすることもあります。
- C) 書類を作成するに当たっては、各種通知とともに、「IV 保安林の解除要件」の各項目を参照し、書類内容の検討をしてください。

＜ 転用に伴う保安林の指定解除の申請書類の一式 ＞

書類等の名称	留意事項	手続通知上、簡素化等が可能な場合	関係法令等
保安林解除申請書			法第 27 条、規則第 48 条第 1 項柱書き、様式告示 12
保安林解除図	原則として実測図とすること。		規則第 48 条第 1 項第 1 号、様式告示 12
事業計画書関係			規則第 48 条第 2 項第 1 号
事業等に要する資金等に関する書類		4 の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第 2 の 2 の（1）のウの（わ）及び（か） 基本通知第 2 の 2 の（1）のエの（ア）の e 及び f
事業計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した事業施設の配置を明示すること。 ・ 事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 ・ 残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。 		処理基準第 2 の 2 の（1）のウ柱書き 基本通知第 2 の 2 の（1）のエの（ア）柱書き
現況写真	全景及び部分とし、保安林区域及び解除予定区域を明示し、撮影方向を記入すること。	4 の（1）の場合は、全景写真のみとする。	基本通知第 2 の 2 の（2）で準用する同通知第 1 の 3 の（2）のイの（ウ）

縦横断面図		<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの標準的切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図（法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。）とする。 ・4の（6）の場合、添付は要しない。 	処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
土量計算書	切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
土捨場位置図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
土捨場平面図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
土捨場容量計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
面積計算図			処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
面積計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。		処理基準第2の2の (1)のウ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(ア)柱書き
工事工程表			処理基準第2の2の (1)のウの(キ)

			基本通知第2の2の (1)のエの(ア)のg
代替施設計画書関係			規則第48条第2項 第2号
事業等に要する資金 等に関する書類		4の(6)の場合、添付は 要しない。	処理基準第2の2の (1)のエの(イ)及び (ウ) 基本通知第2の2の (1)のエの(イ)のb 及びc
代替施設配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した代替施設の配置を明示すること。 ・ 事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 ・ 残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。 		処理基準第2の2の (1)のエ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(イ)柱書き
代替施設安定計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	4の(6)の場合、添付は 要しない。	処理基準第2の2の (1)のエ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(イ)柱書き
排水施設平面図		4の(6)の場合、添付は 要しない。	処理基準第2の2の (1)のエ柱書き 基本通知第2の2の (1)のエの(イ)柱書き

排水施設流量計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き
流出土砂貯留施設平面図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き
流出土砂貯留施設計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き
洪水調節施設等平面図			処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き
洪水調節施設等計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。		処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き
集水区域図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き
構造図	土工定規図を含む。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の（1）のエ柱書き 基本通知第2の2の（1）のエの（イ）柱書き

	工事工程表			処理基準第2の2の (1)のエの(エ) 基本通知第2の2の (1)のエの(イ)のd
	許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可を必要とする場合に限る。 環境アセスメントの実施状況も含む。 		規則第48条第2項第3号 処理基準第2の2の(1)のオ 基本通知第2の2の(1)のエの(ウ)
申請者に関する書類				法第27条第1項 規則第48条第1項第2号及び第2項第4号
	(法人) 法人登記事項証明書			規則第48条第2項第4号
	(法人でない団体) 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類	(添付例) <ul style="list-style-type: none"> 定款 営業報告書 		規則第48条第2項第4号
	(個人) <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 個人番号カード(表面)の写し 上記に類するものであって氏名及び住所を証する書類 	いずれか一つを添付		規則第48条第2項第4号
	直接利害関係者の証書	(添付例) <ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿謄本 土地売買契約書 固定資産台帳証明 	4の(6)の場合、添付は要しない。	規則第48条第1項第2号 処理基準第2の2の(1)のイで準用する第1の3(1)のイ

		・土地等に対する権限を有する証書 等		基本通知第2の2の(1)のウで準用する第1の3(1)のウ
資力及び信用があることを証する書類				規則第48条第2項第5号 処理基準第2の2の(1)のキ
資金計画書			事業計画書及び代替施設計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。	基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のa
資金の調達について証する書類	自己資金により調達する場合は、預金残高証明書 融資により調達する場合は、融資証明書 等		・4の(3)の場合、添付は要しない。 ・事業計画書及び代替施設計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。	基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のb
法人の財務状況や経営状況を確認できる書類	(添付例) ・貸借対照表 ・損益計算書			基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のc
納税証明書				基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のd
事業経歴書	必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。			基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のe
融資決定が転用に係る保安林の指定解除(以下「転用解除」といいます。)後となる場合等当該書類	・代替施設の設置等に係る部分の資金の調達に係る預金残高証明書等 ・上記が困難な場合、申請時に金融機関から関心			基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のf

<p>が提出困難な場合に提出する書類</p>	<p>表明書を提出させ、代替施設の設置等の着手前に融資証明書の提出 等</p>		
<p>必要な能力があることを証する書類</p>			<p>様式告示 12 処理基準第 2 の 2 の (1) の ク 基本通知第 2 の 2 の (1) の オ</p>
<p>建設業法許可書（土木工事業）</p>			<p>基本通知第 2 の 2 の (1) の オ の (ア)</p>
<p>事業経歴書</p>	<p>必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。</p>		<p>基本通知第 2 の 2 の (1) の オ の (イ)</p>
<p>預金残高証明書</p>			<p>基本通知第 2 の 2 の (1) の オ の (ウ)</p>
<p>納税証明書</p>			<p>基本通知第 2 の 2 の (1) の オ の (エ)</p>
<p>事業実施体制を示す書類</p>	<p>職員数、主な役員・技術者名等</p>		<p>基本通知第 2 の 2 の (1) の オ の (オ)</p>
<p>規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類</p>	<p>・ 監督処分又は行政指導があった場合は、その対応状況も含む。 ・ 必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の</p>		<p>基本通知第 2 の 2 の (1) の オ の (カ)</p>

	実績とすることができる。		
申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合に提出する書類	申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力を記載した書類を提出させ、代替施設の設置等の着手前に正規の確認書類を提出することについての確約書の提出 等		基本通知第2の2の(1)のオの(キ)
解除要件を備えていることを確認できる書類			処理基準第2の1の(3) 基本通知第2の2の(1)のカ
級地区分に係る書類	当該地の傾斜度を測定した図面等		処理基準第2の1の(3)のアの(ア)、イの①の(ア)、②の(ア) 基本通知第2の2の(1)のカの(ア)
用地事情に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用に係る事業について具体的に示されている公的土地利用計画（法定外の計画を含む。以下同じ。）等 ・ 必要に応じて、転用に係る事業が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類 ・ その土地以外に適地を求めることができないことを示す書類 		処理基準第2の1の(3)のアの(イ)、イの①の(イ)、②の(イ) 基本通知第2の2の(1)のカの(イ)
面積に係る書類	・ 転用に係る土地の面積が、必要最小限度である根拠を示す書類	事業計画書により確認できる場合は、添付を要しない	処理基準第2の1の(3)のアの(ウ)、イの①の(ウ)、②の(ウ)

	<ul style="list-style-type: none"> ・転用に係る事業が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合は、当該法令等 		基本通知第2の2の(1)のカの(ウ)
実現の確実性に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保安林の土地の登記事項証明書、所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類 ・当該保安林と併せて使用する土地がある場合、当該土地に関する上記書類 		処理基準第2の1の(3)のアの(エ)、イの①の(エ)、②の(エ) 基本通知第2の2の(1)のカの(エ)
利害関係者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類 ・直接利害関係者の範囲を示す図面等 ・直接利害関係者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類（土捨場用地の使用承諾を含む。） ・直接利害関係者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等は、説明会を開催した上で、地区の代表者等の同意等を証する書類の添付で代替することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4の(2)の場合、添付は要しない。 ・同(5)の場合、市町村長の同意書等の添付は要しない。 ・同(6)の場合、直接利害関係者の同意等の添付は要しない。 	処理基準第2の1の(3)のアの(オ)、イの②の(オ) 基本通知第2の2の(1)のカの(オ)

注：「手続通知上、簡素化等が可能な場合」にある「〇〇の場合」については、手続通知を参照。

IV 保安林の解除要件

1 解除の法律上の位置付け

保安林については、指定理由が消滅した場合（法第 26 条第 1 項）や公益上の理由により必要が生じた場合（同条第 2 項）に、その全部又は一部を解除することとなります。

転用に係る保安林の解除は、転用しようとする森林について、保安林としての機能を発揮させる公益上の必要性和、保安林としての利用をやめて他に転用させることによる必要性を比較衡量し、転用による必要性の方が大きいと判断される場合に行うものです。

●法

（解除）

第 26 条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

2 転用解除の要件等の概要

（1）転用解除の要件等の構成

転用に係る保安林の解除においては、個別事業の実施の可否を判断するのみではなく、保安林の指定目的のために森林を森林として利用することをやめることについての是非を判断することとなります。そのため、転用解除の要件等は、土地の利用目的の変更の適否に係る状況整理や、解除により損なわれる森林の機能を確保する具体的な取組等により構成されており、全てを満たす必要があります。

(参考：転用解除の要件等の大別)

土地の選定等	級地区分	治山事業施行地、傾斜度 25 度以上のもの、地形・地質等から崩壊しやすいもの等、保安林の指定解除を避けるべき区域の提示	
	用地事情	公的土地利用	保安林に指定した土地の公的利用目的を変更する理由の整理
		適地選定	
面積	保安林の指定目的達成のための森林の確保		
実現性等	実現可能性	事業計画	土地の公的利用目的の変更に関する事業の根拠の整理
		土地の権利	
		他法令の許認可	
		信用・資力・技術	
利害関係者の意見	保安林に指定した土地の公的利用目的の変更に対する地域の合意形成の状況の整理		
機能の代替等	代替施設の設置等	保安林の転用解除により損なわれる森林の機能を確保するための防災施設や残置森林の設置等の実施	

注：この表は、通知にある解除要件を分かりやすく整理するため大括りしたものであり、実際の解除要件は通知及び次項を確認してください。

(2) 個別の転用解除の要件等の概要

① 級地区分

森林の機能発揮の観点から、森林が崩壊する危険性の除去、森林の荒廃を防止する治山施設の維持管理、保安林による保全対象との関係性等を考慮し、保安林を第1級地と第2級地に区分します。第1級地については、原則として解除は行わないものとし、第2級地については、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行うものとしします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(7) 級地区分

別表5の第1級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限って転用解除を行うものとする。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(7) 級地区分

別表5の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、アの(7)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(7) 級地区分

①の(7)を準用するものとする。

別表5 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

第1級地

次のいずれかに該当する保安林

- 1 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）
- 2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの
- 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する

保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの

4 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあつては250メートル未満）であるもの

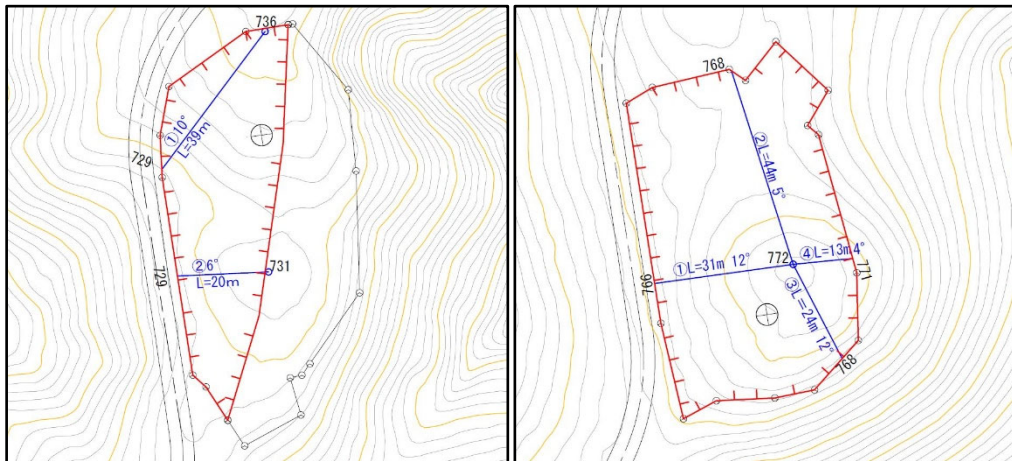
5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの


第2級地

第1級地以外の保安林

(留意事項)

- A) 治山事業による、施設の施行地や森林整備の実施箇所については、国土保全等のため重要な箇所であることから、事業から一定期間を経過し、かつ、施設の効用が確実に果たせるまでは転用しないこととします。なお、施設の施行地とは、構造物及びそれと一体的に効用を発揮する箇所を含めたものとします（例：治山ダムではダムと堆砂敷とするなど）。
- B) 傾斜度の測定方法については、転用する区域（保安林として指定された地番等の区域ではありません）の転用前の地形を対象として、規模や配置、形状に応じて検討する必要がある、例えば次のとおりです。
- 転用する規模が数ヘクタールに及ぶ場合は、治山事業の山地災害危険地区のうち山腹崩壊危険地区の傾斜の測定方法（100メートル四方のメッシュに区切った測定）を参考とした手法その他 GIS を活用した広域での測定手法等を用いる。
 - 上記以外の場合（転用する区域が小規模で点在する場合を含む）は、個々の転用する区域の同一斜面において標高が最も高い箇所と最も低い箇所を等高線と直交するようにひいた直線の角度（窪地等局所的に傾斜が変わる部分は除く。）とし、斜面の形状が複数ある場合はそれぞれの斜面で測定する（下図参考）。



要解除区域 

- C) 「地形、地質等からして崩壊しやすいもの」とは、転用前の地形において、傾斜が25度に満たない場合であっても、土地の災害履歴や、過去からの地形の変化の状況、表層の地質の状況などからみて崩壊の危険性が高いものを指します。
- D) 「国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって～(中略)～直接重大な関係があるもの」とは、当該施設等への土砂流出等を防ぐため、当該施設等から一定程度の距離の範囲内にある保安林を指します。その距離は、地形、地質等や過去の災害履歴を考慮した上で、斜面地の保安林にあつては保安林が指定されている斜面の高さの2倍以内(50メートル以上となる場合にあつては50メートル)、斜面地以外の保安林(防風保安林等)にあつては50メートルを目安とします。
- E) 「公益上の理由」による解除の第1級地の取扱いにおける「転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるもの」とは、例えば崩壊を防ぐ防災施設等が確実に設置されるものとなります。
- F) 転用しようとする区域が第1級地に該当するかどうかの判断に当たっては、現地調査等が必要ですが、保安林の配置や傾斜、保全対象等との関係については国土交通省が公表している「国土数値情報」や「LUCKY」(土地利用調整総合支援ネットワークシステム)のデータで概ね確認できます。治山事業施行地の情報については、その入手方法と都道府県や森林管理局の連絡先の一覧を整理し、これらを一元的に閲覧できる「保安林ポータル」を林野庁ホームページ上に開設しました。
- G) 第2級地における転用に係る解除については、用地事情や代替施設の設置等の解除要件を満たした上で、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、

指定目的の達成に支障がないと認められる場合に限ることとしています。

② 用地事情

合理的な土地利用の観点から保安林の指定目的と転用の目的との比較衡量を行うため、転用の目的に係る事業の公的土地利用計画における位置付けと、他に転用に適した箇所を求めることができない、又は著しく困難であることを明らかにすることとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(1) 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができない、又は著しく困難であること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(1) 用地事情

アの(1)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(1) 用地事情

アの(1)を準用するものとする。

(留意事項)

<公的土地利用計画に即したもの>

A) 転用の目的に係る事業の具体的な位置又はゾーニングが、公的土地利用計画に示されていることが最適です。

公的土地利用計画に事業に関する具体的な位置付けがなく、定性的な記述しかない場合は、定性的な記述とともに、当該事業が公的土地利用計画に即している旨を当該計画の策定者が証する資料を併せて整理することで、公的土地利用計画に即したものとします。

- B) 都道府県や市町村が候補箇所を公表し、公募事業として実施するものについては、事業者が公募事業に選定されたことと併せて当該公募事業の根拠となる公的土地利用計画を添付することをもって可とします。

<他に適地が求められないこと>

- A) 根拠とした公的土地利用計画の策定者が管轄する行政区域内で、事業目的に合致する適地を他に求めることができないことを整理することとします。

例えば、県が策定した計画であれば県を、市町村が策定した計画であれば市町村を単位とし、その行政区域内で、個々の事業に応じた適地を絞り込む条件と、その調査結果を整理します。

◆ 地熱発電における用地事情の整理

- 地熱発電の根拠とした公的土地利用計画の策定者が管轄する行政区域（例：○市土地利用基本計画：○市の区域）内で、地熱発電設備を設置するために必要な地熱資源の調査結果と、道路等の施工条件や接続系統等により適地を絞り込む条件とその調査結果を整理します。
- 適地の説明については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」といいます。）の「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」第 2 章－第 1 節－1 を踏まえ、継続的かつ安定的な地熱発電事業を行うために十分な資源量が存在することについて事業評価を行った上で、施工が可能なインフラ条件（道路や接続系統）により箇所を決定した方法を説明することとします。

◆ 農山漁村再エネ法や温対法の認定^(注)を受けた地熱発電の場合

- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。以下「農山漁村再エネ法」といいます。）や地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律 117 号。以下「温対法」といいます。）に基づき市町村が再エネの導入を促進する区域として設定した箇所で、設備整備計画等が認定されている場合は、その計画に基づくことをもって公的土地利用計画に即したものとします。
- 適地の絞り込みについては、具体的に整備する箇所に十分な地熱資源量があることや施工条件等により整理します。

(注：後述の「Ⅶ 他法令を活用した地域での合意形成の枠組み」を参照)

③ 面積

森林の機能を維持し保安林の指定目的の達成を図るため、転用に係る土地の面積は必要最小限とすることとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ウ) 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

a 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らして適正であること。

b 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(ウ) 用地事情

アの(ウ)を準用するものとする。

(留意事項)

A) 面積については、関係法令や技術基準等がある場合は、それらを満たすために必要最小限度の面積により設計等を行うものとします。

B) 周辺部に設備を管理するための余幅を設ける場合には、当該事業として必要な幅を加えた面積とし、余幅を設定した根拠を整理することとします。他法令の許認可を得るために必要な余幅の目安がある場合は、その目安を示すことをもって代えることができます。

- C) 積雪地については、除雪等の冬季管理に必要な面積も事業区域に見込むことができることとします。

④ 実現可能性

転用に係る事業及び転用により損なわれる森林の機能を代替する施設の整備が確実に実施できることを担保するため、具体的な事業計画と計画を裏付ける資金計画等を確認することとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(I) 実現の確実性

次の事項に全て該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

- a 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- b 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- c 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- d b及びcの土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
- e 事業者が当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

- (I) 実現の確実性
アの(I)を準用するものとする。
- ② ①以外の場合
- (I) 実現の確実性
アの(I)を準用するものとする。

(留意事項)

A) a 事業計画

設計書や施工計画等により確認します。発電事業については売電先の電気事業者に加え、FIT 認定を受けている場合はその証明も確認します (e の書類を一部兼用できます)。

B) b 及び c 土地の権利

事業箇所に係る土地について、所有権その他使用収益する権利を得ていることを確認します (権利取得の協議中の場合は、その状況について確認します)。

C) d 他法令の許認可

解除申請時に他法令の許認可が得られていること又は審査が進んでいることを確認します。

解除申請時に許認可が得られている場合にあつては許可書の写し、許認可が得られていない場合であつて、手続中のときにあつては申請年月日等、手続を行っていないときにあつては申請予定時期等を整理した資料を提出した上で、保安林の解除の予定通知までに審査の進捗状況を確認できる書類を改めて提出するなど、並行審査を進める観点から関係法令の審査とも連動して解除申請手続を進めます (「IV 他法令との並行審査等」を参照)。

D) e 信用、資力、技術

信用及び資力については、資金計画書や資金の調達について証する書類、納税証明書等を確認します。

このうち資金の調達について証する書類については、申請時に事業資金の確保ができていることを金融機関の残高証明書や補助金等の交付決定通知等により確認します。

一方、近年、事業の実施形態の変化により資金調達方法も多様化し、事業実施に係る許認可等が得られた段階で実際の資金調達を行う、いわゆるプロジェクトファイナンスの事例が見られます。このような場合には、金融機関等が事業に融資・出資 (以下「融資等」といいます。) をする意向と融資等を決定する時期を書面で確認するなど、実態に応じた運用とします。

技術については、施工予定事業者（又は施工管理会社）の建設業法の登録状況や施工又は管理の実績等により確認します。自社で施工管理を行う場合は、自社での施工管理の実績を確認します。

◆ **地熱発電に係る信用を証する書類**

発電事業については、売電先の電気事業者やFIT認定を受けている場合はその証明を確認します。

◆ **地熱発電のために個別の会社を設立し事業を行う場合**

地熱発電については、個々の地域のプロジェクト別に会社を設立し事業を行う事例があり、このような会社では事業開始時に事業資金を調達するため、保安林の解除申請時には、会社としての十分な資力を有していない場合があります。

このような場合には、金融機関や出資予定企業が当該プロジェクトに対して融資等の意向があることを証する書類や、具体的な融資等の時期（具体的な時期の目安を明示することが困難な場合は、「保安林の解除の予定通知がなされた時期」の目安となる定性的な記載でも結構です。）を示した資料を提出することとします。

⑤ **利害関係者の意見**

保安林の解除について、市町村長及び解除に係る直接の利害関係者の同意を得ていること又は得ることができると認められるものであることを確認します。

なお、保安林の解除に当たっては、「I-3 意見の聴取及び解除の予定・確定告示」に記載したように、利害関係を有する地方公共団体の長及び直接の利害関係者が異議意見書を提出し、提出があった場合には公開による意見聴取を行う機会がありますが、意向について解除申請時に事前確認することは、保安林の解除を円滑に進めることに資することになります。

● **法**

（指定又は解除の申請）

第27条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除

すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

(意見書の提出)

第 32 条 第 27 条第 1 項に規定する者は、第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、第 30 条の告示にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第 30 条の 2 第 1 項の告示にあつては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から 30 日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

● 基本通知

第 1 保安林の指定

3 指定の手続

(1) 申請書の受理

ア 法第 27 条第 1 項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(7) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(1) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

第 2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(イ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

② ①以外の場合

(イ) 利害関係者の意見

アの(イ)を準用するものとする。

2 解除の手続

(1) 申請書の受理

法第 27 条第 1 項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、第 1 の 3 の (1) のアを準用するものとする。

(留意事項)

<直接の利害関係者について>

- A) 直接の利害関係者とは、(ア)の森林所有者等解除に係る森林に権原を有する者と、(イ)の解除により影響を受ける区域内に財産等を有する者を指します。
- B) (ア)については、転用に必要な森林の所有権、地上権、賃借権等の権原を取得している者となります（既に事業地を買収している場合は開発者本人が該当します。）。
- C) (イ)については、保安林種毎にその考え方を基本通知で示していますので参照してください。

例えば、水源かん養保安林では洪水の防止と用水の確保の観点から区域を特定することとなります。

- 洪水の防止に係る区域の特定については、転用の前後で流出係数の増加率が 1 パーセント程度となる集水区域内を目安として、過去の災害の発生状況や地形を踏まえ検討することとなります。
- 用水の確保に係る区域の特定については、用水の確保の観点から転用の影響が予想される範囲とします。この場合、保安林の解除の申請がなされた森林の面積の当該森林の属する集水区域内の森林面積に対する割合が 2 パーセント程度となる集水区域内における当該森林の下流区域を目安とし、その区域内の取水施設に正当な権原を有する者を確認します。

(イ)に該当する者の実際の特定に当たっては、基本通知や上記を基本的な考え方としつつ、現地の実態を踏まえながら対応することとなります。

- D) 直接の利害関係者の範囲は、解除する区域を含む保安林全体の効果が及ぶ範囲ではなく、解除する区域における保安林の効果が及ぶ範囲のみを対象としており、現地に即して解除が及ぼす影響を整理する必要があります。

<同意の取得について>

- A) 同意の取得を必要とする市町村の長については、解除しようとする保安林及び(イ)に該当する者が有する財産等が所在する市町村の長であり、これらが 2 以上の市町村に及ぶ場合には、各市町村の長の同意が必要となります。

す。

- B) 市町村の長の同意の取得については、地域の意向を十分に汲み取るという観点から、保安林の解除の予定告示後の意見聴取手続に先立ち、一般公益を代表する市町村の長の同意の状況をあらかじめ確認するためのものです。なお、当該同意については、一定の書式にこだわるものではなく、市町村の意向を把握することのできる文書であれば可としています。
- C) 解除に直接の利害関係を有する者の同意の取得については、その全ての者について同意を取得することが原則ですが、「I-3 意見の聴取及び解除の予定・確定告示」のとおり、予定告示後に意見書を提出する機会が法第32条第1項に定められていることを踏まえ、対象者が多数に及び申請書類の作成に要する期間に与える影響が大きい場合には、解除しようとする保安林及び(イ)に該当する者が有する財産等が所在する地区で説明会を開催し、地区を代表する区長の同意を得ることで替えることも可能としています。
- D) 森林の所有形態については歴史的な経緯もあり、個人所有のほか、複数名の共有となっているもの（以下「共有林」といいます。）も多く見られます。この共有林が直接の利害関係者の区域に入る場合、同意を取得する対象者については、共有の形態によることになります。
- 例えば、1筆について持分のみを複数名で記名共有している場合は、その共有者全てが同意取得の対象となります。地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく財産区や認可地縁団体の所有となっている場合や森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく生産森林組合に持分を出資している場合等は、個人ではなく財産区や認可地縁団体、生産森林組合等が同意取得の対象となり、その団体等が同意するか否かについては、団体等の内部で定める手続により決議をした結果によることとなります。
- E) 所有者が不明な場合については、法に基づく通知等に当たって所有者不明な場合には掲示によることができる旨が法第189条に規定されていることを踏まえ、申請時においても同意を取得する対象から外してよいものとしします。

◆ 地熱発電設備の設置に係る利害関係者

- 地熱発電では、一定箇所にとまりをもって大規模な施設が設置される場合が多いことから、例えば、水源かん養保安林であれば、施設が配置される流域を対象として、施設の下流域において転用に伴う流量が1パーセント程度変化する区域内（洪水の場合を想定）の土地所有者等が、直

接の利害関係者となります。

- 地熱発電では、主な施設を細い管路で接続し配置する場合があります、このような場合には地形的に複数の流域にまたがることもあるため、流域毎に保安林を転用する面積を整理した上で、流量が変化する区域を整理することが必要となります。
- 保安林の解除手続では法律上、直接の利害関係者の特定が不可欠であり、そのためには詳細な設置箇所や面積が申請時に決定していることが必要です。

⑥ その他の満たすべき基準

転用のための保安林の解除に当たっては、調整池や排水施設等の森林の転用により増加する雨水の流出を安全に下流に流すための施設や、森林の崩壊や土砂の流出を防ぐ施設等、解除に伴って損なわれる保安林の機能を代替する施設の設置が必要となります。これらの施設等の詳細な基準については、基本通知等に定められています。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

カ その他の満たすべき基準

- a 転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられることについて、2の(5)のアの規定による都道府県知事の確認があること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- b aの代替施設の設置等については、別紙に示す基準に適合するものであること。
- c bほか、事業等に伴う土砂の流出または崩壊その他の災害の防止、周

辺の環境保全等については、別紙に示す基準に適合するものであること。

- d 転用に係る保安林の面積が、5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(オ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

ウ その他留意事項

(7) 事業区域について

事業区域は、転用解除に直接的に関連する森林、緑地その他の土地であつて、当該転用解除に当たつての残置森林等の割合、配置等の基準の適用及び代替施設の設置等の確認を行う対象区域であり、事業終了後も事業者に対し残置森林等の適正な保全、必要な森林施業の実施等善良な維持管理を義務付けるものであることから、事業者がそれらの土地の全てについて所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得している、又はその権利の取得若しくは当該土地の所有者等から使用の同意を得ることができる区域である。

<残置森林及び造成森林の配置について>

基本通知別紙表5（抜粋）

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
--------	------------------------------	--------

工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
-----------	-------------------------	--

基本通知別紙表 6 (抜粋)

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 35 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

(留意事項)

- A) 事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地は、転用に係る保安林の周辺地域において環境を悪化させることがないように配置するものであり、その取扱いは次のとおりです。
- 転用に係る事業目的や転用面積等に応じて、事業区域内に一定割合の

森林を配置することとします。この場合、転用区域の周辺に現況のまま森林を残すこと（残置森林）を原則とし、転用に伴う周辺の土地利用からやむを得ない場合に限り、植栽により造成する森林（造成森林）によることができるなどとしします。

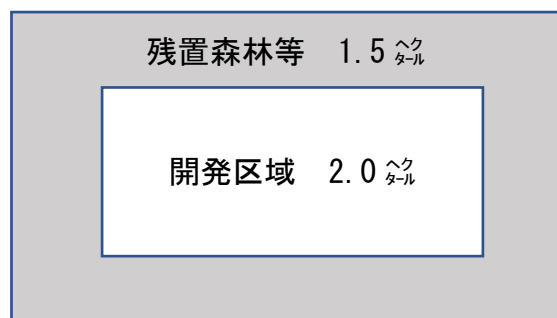
- 残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合を残置森林率、残置森林及び造成森林（以下「残置森林等」といいます。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合を森林率といい、「おおむね○パーセント以上」として示しています。これは、残置森林等を「○パーセント以上」確保することを原則としつつ、周辺の土地利用や森林所有者の状況からみて森林の確保が困難な場合、その割合については、「 $\text{○} \times 0.8$ 」を下限とすることを可能とするという趣旨です。残置森林等を周辺部に配置する際の幅についても「おおむね○メートル以上」としており、同様の考え方としています。
- 残置森林等は、事業者が権原を有していることを原則とし、権原を有していない場合は、森林の維持管理について所有者と協定を締結するなどにより保全を行うこととします。また、当該森林が普通林の場合は、保安林に指定することが望まれます。
- B) 海岸沿いの保安林を転用する場合には、指定の目的に応じて飛砂や高潮等による被害を防止するための代替施設の設置が必要となり、現地の風況等に応じた防風ネット等の設置が必要となります。
- C) 魚つき保安林や保健保安林、風致保安林を転用する場合に設置が必要となる代替施設は、転用しようとする保安林の指定の目的に応じて異なることが考えられますので、これらの保安林を転用しようとする際は、事前相談の仕組みを活用するなど、早めの検討を行うことが適当です。
- D) 水源かん養保安林の解除面積が一定の要件を超える場合等には、転用する面積以上の保安林を別に確保（代替保安林）することとします。これは、保安林の機能には不確実性があり、調整池等の代替施設のみではカバーできない可能性があることを踏まえたものです。
- E) 代替施設の技術基準については、基本通知の別紙の「転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準」を満たすものとしします。

◆ 地熱発電における残置森林等の取扱い

- 発電施設の事業等の目的は「工場、事業場の設置」に該当し、森林率を「おおむね 25 パーセント以上」又は「おおむね 35 パーセント以上」とすることとしています。
- その上で、事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合、周辺部に幅「おおむね 30 メートル以上」又は「おおむね 50 メートル以上」の残置森林等を配置する必要があります（以下の森林率の計算例を参照）。また、事業区域内に複数の開発箇所を造成する場合（ただし、1 箇所の開発面積は 20 ヘクタール以下とする）は、その間に幅「おおむね 30 メートル以上」又は「おおむね 50 メートル以上」の残置森林等の配置も必要です。
- なお、20 ヘクタール未満の場合にあっても、極力周辺部に森林を配置することとしています。
- 主要施設を接続する細い管路については、土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、現地実態に応じて残置森林等が不要となる場合もあります。
- 残置森林等については、自ら所有権等の権原を有していない場合でも、森林所有者と維持管理について協定を結ぶなどにより、必要な面積や幅を確保することができます。

【森林率の計算例】

- 事業区域 3.5 ヘクタール
 - うち開発区域 2.0 ヘクタール
 - 残置森林等 1.5 ヘクタール
- 森林率 42 パーセント
($1.5 \text{ヘクタール} \div 3.5 \text{ヘクタール} = 0.42$)



3 その他

保安林の解除については、地域住民の反対運動のほか、事業者及び行政庁が住民に訴えられる事例もあります。係争案件になると、当然のことながら、関係者にとって大きな負担を伴うほか、他の解除申請の審査の進捗にも影響を及ぼす懸念があります。

これまでの判例から、解除の個々の審査項目は、原告適格や訴えの利益、解除の違法性を判断する重要な要素となります。

事業者やコンサルタント会社の方は、解除申請に当たり、事業計画とともに解除要件についても、資料や文献調査はもとより詳細な現地調査を通じて、確実な申請書類の整備を行う必要があります。

行政庁は、申請書類の文章の巧拙にとらわれず、解除要件を満たすことを証する資料が整理されているかについて、迅速かつ確実に確認し、必要に応じて補正を行いつつ、解除の適否を判断することとなります。

V 保安林内作業許可

1 作業許可の考え方

保安林を森林以外の用途に転用する場合は、その解除が原則となります。ただし、保安林の指定目的の達成に支障がない、すなわち、森林の公益的機能の発揮を阻害することのない森林経営上で想定される範囲内での小規模又は一時的な行為や、保安林の指定目的の達成に寄与すると認められる行為については、保安林の解除によらず、作業許可により保安林に指定した状態で管理しながら土地の形質変更等を行うことを可能としています。

2 作業許可の基準等

- 作業許可については、事業者からの申請に対して都道府県知事が許可するものであり、保安林の解除とは異なり、特定の名宛人に対する処分として行政手続法の対象になります。また、許可に当たっては期間や行為終了後の復旧方法、土砂流出の防止措置等の条件が付され、これらの条件が適切に履行されていない場合は監督処分（中止や復旧の命令）の対象となります。
- 作業許可の対象となる土地の形質変更等の類型は、処理基準の別表 6 及び基本通知の別表 8 において複数に区分しています。

● 法

（保安林における制限）

第 34 条

- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 5 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
- 6 第1項又は第2項の許可には、条件を付することができる。

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

● 基本通知

第5 作業許可

1 土地の形質を変更する行為

法第34条第2項の「土石若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

(4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

2 許可申請又は協議の適否の判定

(1) 許可申請又は協議に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、作業許可又は作業協議の同意をしないものとする。(中略)並びに別表8に掲げる場合は、この限りでない。

(2) 作業許可申請に係る行為が別表8に適合するものであっても、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壌の生成を阻害し、又は土壌の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合については、作業許可は行わないものとし、当該保安林の指定の目的、指定施業要件、現況等からみて保安機能の維持に支障を来すおそれがある次のような場合には、画一的に許可を行うことは適当ではなく、慎重に判断するものとする。

ア 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壌又は気象条件等により、変更行為が周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合

イ 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合

ウ 変更行為が立木の伐採を伴う場合において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合

エ 変更行為により、当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合

別表8 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

1 森林の施業及び管理に必要な施設

(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)、森林の施業及び

管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。

- (2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。

2 (略)

3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設

- (1) (略)

- (2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合

4 その他

- (1) 上記1から3までに規定する以外のものであって次に該当する場合。

- ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）
- ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）

- (2) その他

一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。

- ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。
- ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。
- ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。
- ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。
- ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

(注)

4 切土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固め

を行うなど適切な施工を行う上で、1.5メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。

6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これら変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うこととする。

※ 別表8については、発電施設に関する部分のみ抜粋

（留意事項）

A) 作業許可の実務においては、基本通知の別表8に掲げる土地の形質の変更行為に該当するものを許可対象とします。

B) 「1 森林の施業及び管理に必要な施設」

（1）に該当する車道幅員4メートル以下（路肩は含まない）の林道は、保安林の解除によらず作業許可により整備することが可能です。これは、当該施設について森林の施業及び管理に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合は、作業許可の対象とすることが合理性を有するとの整理によるものです。施設の構造等とともに、周囲の森林の施業及び管理との関係を含めて判断することが必要です。

（2）の森林の施業及び管理に資する農道等についても、（1）と同趣旨で、規格及び構造が（1）の林道に類するもので、かつ、森林の施業及び管理に活用されることが明らかである場合は作業許可により整備することが可能です。

（1）及び（2）のいずれにおいても、森林の施業及び管理に必要な施設に該当するものは、これまでの例を踏まえると次の事項を全て満たすことが必要と整理されます。

○ 林道等の沿線で森林施業の計画（計画策定のための調査を含む。）や森林管理活動の予定が明らかであること。森林管理活動の主なものを例示

すると、植生や野生動物の調査、森林病虫害発生時の薬剤散布、枯損木の整理、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理が挙げられます。

- 林道等が森林の施業及び管理を行う者にも開放され、地熱発電事業者が専ら占有する管理形態となっていないこと。これについては、協定等により関係者間で整理されていることが望ましいです。
- 林道等の構造が車道幅員4メートル以下であるほか、法面緑化が確実に実施されることや林道規程や道路構造令等の基準に照らし適正な構造となっていること。なお、屈曲部又は退避場により局所的に4メートルを超える場合は、設計が上記基準に基づくことが明らかであれば可能とします。
- 林道等の活用期間が限られている場合は、期間終了後の復旧方法とその実施主体が明確であること。

また、既存の道路の改良を行う場合については、改良後の車道幅員が4メートル以下となるものが、作業許可の対象となります。

C)「4 その他(1)」

②については、森林に与える影響が軽微な点的(0.05ヘクタール未満)で土地の形質変更が小さい(切土と盛土がそれぞれおおむね1.5メートル未満)施設に限り、必要な期間で土地の形質変更行為を可能とするものです。

- 切土の「おおむね1.5メートル」については、法面及びその上下斜面の崩壊を根系で防止するため、根系が一般的に分布する範囲として定めています。切土により法面となる箇所において根系が密に分布する深さを現地調査し、そのデータをもって切土の高さを改めて設計することは可能です。
- 盛土の「おおむね1.5メートル」については、切土を現地で流用して盛土する場合、掘削土がほぐれることにより、体積が一定程度増加することを見込んで定めており、切土を現地で流用する場合に限り1.5メートルを超えることは可能です。ただし、この場合であっても、一定の厚さで転圧しながら盛土をするなど、適切な施工を行うことが前提です。
- 他地域から多量の土砂を搬入し土地を造成することは、点的又は一時的な土地の形質変更という作業許可の性質から想定しておらず、このような場合、盛土の高さは1.5メートル未満とします。
- 切土及び盛土について現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超過することも「おおむね」の範囲内とします。

D)「4 その他(2)」

一時的なもの(原則として2年以内)で面積が0.2ヘクタール未満であつ

て、期間終了後は植栽により森林に確実に復旧できるなど、①から⑤までの要件を全て満たすものが対象となります。

一時的な期間を原則2年としているのは、保安林は森林状態であることが法の前提であることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様としたためです。ただし、事業着手後、事業や植栽義務の履行の遅延に合理的な理由がある場合には、植栽義務の履行期間に係る天然更新の特例の期間に準じて5年まで延長することが可能です。切土や盛土の基準は4の(1)と同様です。

なお、合理的な理由の例としては、事業者の責に帰さない自然災害や当初計画では見込めなかった不測の事態によって作業が遅延した場合などが考えられますが、事業毎にその理由は様々であることから、作業許可申請時と比較してどのように事業計画に変更が生じ、期間の延長を必要とするのかを行政庁が判断できる資料を提供することが肝要です。

- E) 許可要件毎に現地で作業目的や箇所を明確に区分できる場合であれば、各行為の目的や期間に応じて、別表8に係る項目を組み合わせる作業許可をすることは可能です。ただし、これは同一行為を分割して許可するものではありません。なお、複数の行為が別表8に係る同一の項目に該当する場合であって、土地の形質変更行為(変更区域)が連続しないときであっても、隣接する変更区域の距離が20メートル未満に接近している場合は、これら変更区域は連続しているものとし、一箇所として扱います。
- F) 別表8に該当する行為であっても、急傾斜地で災害の危険性が大きくなる場合や風致保安林の景観を損なうおそれがある場合、当該保安林の大部分が形質変更される場合など保安林の指定目的の達成に支障がある場合は、別表8にかかわらず、許可しないこととなります。

◆ 地熱資源の調査に必要な地表調査の取扱い

- 地熱資源の調査・開発の一般的な進め方については、ポテンシャルが高い地域において、まずは地表調査から実施されることとなっています。その調査方法として例示されている重力調査や電磁探査については、地表に機材を置く又は一時的に電極を挿すものとなっています(日本地熱協会ホームページ等参照)。
- このような場合には、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削若しくは盛土をしない、又は一時的にした後に直ちに復元する行為に該当するため、作業許可を必要としない行為に該当します。

◆ 地熱資源の調査に必要な坑井掘削調査等の取扱い

- 地表調査の結果を受けて、地下の構造調査や蒸気の噴出量等を確認するため、ボーリングや井戸の掘削等が実施されることとなっています。
- これらの調査はヤードの造成等を行うため、土地の形質変更等に当たることから作業許可が必要となります。作業許可については一時的な行為として、上記の D)により 0.2 ヘクタール未満で原則 2 年以内であり、F)に該当しない場合には都道府県知事の許可を受けて実施することが可能です（土地の形質変更行為の面積が 0.05 ヘクタール未満の場合は、C)に該当するため、作業許可の期間に制限はありません）。
- 許可を受けた後に、追加のボーリング調査の必要が生じた場合等には、許可期間を 2 年から最大 5 年に延長するよう申請することも可能です。
- ボーリング調査等を行う箇所が点在し、E)を踏まえ、これらの間隔が 20 メートル以上ある場合は、それぞれ別の箇所として取り扱うことが可能です。
- これらに該当しない大規模又は長期間の行為については、保安林を転用する場合の原則にのっとり、保安林の解除を検討することとなります。

◆ アクセス道の取扱い

- 坑井掘削調査を森林内で新たに実施する場合は、調査ヤードまでのアクセス道を設置することとなります。
- アクセス道については、調査のために専ら活用し、森林施業や管理の関係者が広く活用することを制限する管理形態の場合は、保安林の解除によることとします。別表 8 の 1（2）に係る留意事項で示した項目に該当する場合は、このアクセス道を森林の施業・管理に資するものとして、作業許可により整備することが可能です。
- 坑井掘削調査後のアクセス道の取扱いについては、周辺の森林所有者が継続してアクセス道を活用する場合には、都道府県等と調整し申請を改めて行うなど管理形態を踏まえ整理し、活用しない場合には森林へ復旧することとなります。

◆ 坑井掘削調査のヤードとアクセス道の組み合わせ

- 坑井掘削調査を一時的な行為等として実施し、アクセス道は森林の施業・管理に資するものとして設置する場合は、E)により、それぞれを現地で区分し別の作業許可の行為として申請・実施することが可能です。

3 解除予定保安林における作業許可

「Ⅰ－3 意見の聴取及び解除の予定・確定告示」に記載したとおり、解除の確定告示を行うには、解除予定保安林における代替施設の設置等（「Ⅳ－2（2）⑥その他の満たすべき基準」を参照）を行う必要があります。それらの代替施設の設置等のために必要な土地の形質変更等を行うには、予定告示の日から40日経過後に、都道府県知事の作業許可を受ける必要があります。

VI 他法令との並行審査等

1 基本的考え方

- 保安林の解除については、申請後に事業箇所（位置、配置及び面積）について大きな変更が生じないことが確定していれば、他法令の許認可に係る審査の途中であっても申請が可能です。他法令の許認可との並行審査を申請に係る各行政庁が取り組むことにより、手続の迅速化が図られることになります。
- 一方、保安林の解除は、当該土地（森林）の公共目的と転用目的との比較衡量を行うものであり、他法令の許認可は、転用に係る事業の土地利用計画上の重要性を判断する要素にもなります。
- さらには、保安林の解除手続では異議がある者の意見を聴取することが法定されており、意見書を提出する権利をもつ直接の利害関係者を特定することが必要ですが、他法令の許認可手続の過程で事業箇所に変更が生じ、直接の利害関係者の範囲が変わる場合には、予定告示も含めてやり直リスクが想定されます。このため、申請書類の内容の審査が終了する前までには、事業箇所を確定できるよう他法令の許認可の目途をつけることが望ましいです。
- このような問題にも留意しつつ、他法令の許認可については、保安林の解除申請に係る並行審査を行うことが重要となります。

2 関連する法令の例

(1) 国有財産法及び国有林野の管理経営に関する法律（使用許可及び貸付け）

林野庁所管の国有林野は、約9割が保安林に指定されています。当該国有林野において発電施設の整備を行う場合には、

- 森林法に基づく保安林の手続（解除又は作業許可）
- とともに、土地所有者である国の土地を活用するため、
- 国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づく使用許可又は国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づく貸付けの手続

が必要となることが多いです。地熱発電の発電施設の整備に係る林野庁所管の国有林野の貸付け等の手続については、各森林管理局計画保全部保全課が相談窓口となり、保安林の手続についても併せて相談することが可能です。

また、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号）第 14 条第 4 項では、国有林野の転用に係る貸付け等のためには関係法令の許認可等を事前に受けていることを要件としていますが、許認可等を事前に受けられないことについてやむを得ない事由がある場合には、行政庁の意見があることで可としており、保安林の解除については、予定告示が行政庁の意見に該当するとの運用がされています。

このため、保安林に指定されている国有林野内において発電施設の整備を行う場合には、予定告示の前までに国有林野の貸付け等の手続を終えることは法令上困難であることが明らかであり、国有林野の保安林解除手続では森林管理局等が農林水産大臣に關係書類を上申することも踏まえ、「IV-2(2)④実現可能性 留意事項 B) 及び C)」にある土地の使用権や他法令の許認可に係る国有林野の貸付け等の書類の提出は不要とします。

なお、国有林野の活用と保安林解除の手続の基本的な流れについては、

- 始めに、国有地として財産管理を担う森林管理局等との調整
- 次に、保安林解除の内容を整理し届出（解除申請から予定告示まで）
- 続いて、保安林内作業許可（都道府県知事）による代替施設の設置
- 並行して、国有林野の貸付けの契約や使用許可
- 最後に、代替施設の設置完了後に、保安林解除の確定告示

という流れで進むこととなります。

国有林野の貸付け等についても、保安林の解除と同様にマニュアルを整備していますので、森林管理局等との土地所有権に係る調整の詳細を確認してください。

● 国有林野の管理経営に関する法律施行規則

（申請）

第 14 条

- 4 行政庁の許可、認可、承認その他の処分を必要とする事業のための申請にあつては、申請書にその処分を証する書類を添えなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合は、当該行政庁の意見をもって、これに代えることができる。

（2）環境影響評価法等

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法アセス」といいます。）では、事業に係る発電所が一定以上の出力規模を有する場合に評価の対象となるとされており、事業者は配慮書、方法書、準備書、評価書を準備する段階に応じて地域住民や自治体、関係省庁の意見を聴き、地域の環境に合った事業を行う仕組みとなっています。

環境影響評価は動植物の調査等に時間を要することから、関係法令を含めた手続期間全体の短縮に向けて、準備書に係る経済産業大臣勧告後の評価書の作成と並行して保安林の解除の審査を行うなど、事業者から並行審査に対する要請があります。これについては、「1 基本的考え方」に記述したように、申請後に事業箇所について大きな変更が生じないことが確定していれば、解除申請は可能です。

地熱発電については、事業性評価の後に環境影響評価を行う段取り（日本地熱協会ホームページ参照）が進められることが多いことを考慮すれば、事業性評価や環境影響評価の初期段階であっても施設計画が確定していれば、保安林の解除の申請との並行審査は可能と考えられます。

一方、環境影響評価の準備書段階では事業規模や詳細な箇所が確定していない場合も散見され、このような段階で解除申請書類を作成すると代替施設の設計等において手戻り等が発生し事業者にもリスクが発生することもあり得ます。そのような場合には、事前相談も活用しつつ、申請書類の中で可能なものの作成を進めながら、詳細な箇所が確定した段階で申請を行う方法もあります。

また、都道府県や政令市等では、法アセスの対象にならないものについて条例等を定めることにより環境影響評価を行う場合（以下「条例アセス」といいます。）があります。この手続の詳細については、都道府県等の条例等を確認する必要がありますが、法アセスと同様の考え方により、条例アセスについても並行審査をすることは可能です。

（3）自然公園法

自然公園法（昭和32年法律第161号）では、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成27年10月2日付け環自国1510021号環境省自然環境局長通知）等において、地種区分等に応じた取扱いが定められている中で、今般の再生可能エネルギーに関する議論の結果、自然公園内での地熱発電の取扱いについて議論することが「規制改革実施計画」で決定されています。

自然公園と保安林については、奥地森林等で重複することがあり事業者

から並行審査に対する要請があります。これについては、「1 基本的考え方」に記述したように、申請後に事業箇所について大きな変更が生じないことが確定していれば解除申請は可能であり、自然公園法における許可との並行審査も可能です。

なお、保安林の解除は、保安林が開発されることにより損なわれる森林の機能を代替することができるかという観点から審査するものである一方、自然公園法における許可は眺望の対象となる優れた自然の風景地を保護することができるかという観点から審査するものであるため、それぞれの申請に係る審査において必要な書類は異なります。

(4) 再エネ特措法

発電事業を営もうとする者が、FIT 制度により電気事業者に電気を供給するためには、再エネ特措法に基づき事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた認定事業者となる必要があります。当該発電事業のため関係法令の許認可が必要な場合は、認定事業者となった後に保安林解除などの関係法令の協議を行う事例が多い状況にありますが、認定取得から運転開始までの期限に一定の制約があることや、事業の早期実施への要請とも相まって、より早期に許認可の協議が必要な状況となっています。

保安林解除については、「(2) 環境影響評価法等」で記述したように、再エネ特措法の認定取得の手続と並行し、事前相談も適宜組み合わせながら、手続を行うことが可能です。

Ⅶ 他法令を活用した地域での合意形成の枠組み

1 基本的考え方

再生可能エネルギー施設の整備に伴う森林の開発については、一部の市町村においては独自の規制が整備されるなど地域の懸念事項となっている事例があり、森林の公益的機能の確保とともに地域での合意形成に十分配慮して進めることが重要となっています。

このような中、地域社会との共生を促進するための仕組みが法制度において措置されていることから、以下にその概要を紹介します。事業計画の立案過程において都道府県や市町村とも相談し、その活用について検討してください。

2 関連する法令の例

(1) 農山漁村再エネ法

農山漁村再エネ法においては、市町村が農山漁村の活性化に関する方針や再生可能エネルギー施設の整備を促進する区域等を記した基本計画を策定し、当該基本計画に適合する設備整備計画を事業者が作成した場合は、市町村の認定を受けることができます。市町村は基本計画を作成しようとする際に、関係者による協議会を組織し、地域の合意形成を図る仕組みとなっています。

また、同法を活用する場合、市町村が設備整備計画を認定する際に林地開発許可や保安林内作業許可手続のワンストップ化の特例が措置されているほか、保安林解除についても「Ⅳ－2（2）② ◆ 農山漁村再エネ法や温対法の認定を受けた地熱発電の場合」で記述したように、公的土地利用計画との関係性の説明が簡素化できます。

(2) 温対法

温対法は、令和3年に改正され、農山漁村再エネ法と同様の仕組みが新たに導入されることとなりました（令和4年4月1日施行）。事業者が作成した地域脱炭素化促進事業計画が市町村の実行計画に適合する場合、関係者による協議会を経て市町村の認定を受けることで、地域の合意形成を図ることとされています。

また、温対法における地域脱炭素化促進事業計画においても林地開発許

可や保安林内作業許可手続のワンストップ化の特例が措置されているほか、保安林の解除の手続における公的土地利用計画との関係性の説明が簡素化できます。

(3) 再エネ特措法

再エネ特措法の事業計画策定ガイドライン（地熱発電）第2章第1節の「2 地域との関係構築」においては、地域住民の理解促進を図るため、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることとされており、そのコミュニケーションの方法について自治体と相談するよう努めることとされています。

このガイドラインにおいても、地域住民の理解促進のため、農山漁村再エネ法の仕組みを活用することが紹介されています。

また、令和5年の再エネ特措法の改正では、一定規模以上の再エネ発電事業について、周辺地域の住民に対して事業計画の内容や関係法令遵守状況などに関する説明会を開催するなど事前周知することが認定要件として求められることとなりました。